

事業所名

児童デイサービスあおねっと青森南

支援プログラム

項目	内容				主な実施内容
法人経営理念	人権尊重と人権擁護・利用者本位・倫理法令遵守（コンプライアンス）と人材の育成				*令和6年度配布事業計画に記載 （ご利用者に配布・事業所各エリアに設置）
法人経営目標	経営改革の推進・利用者の特性に応じた環境の整備）と支援技術の向上・地域が求めるサービスの提供				*令和6年度配布事業計画に記載 （ご利用者に配布・事業所各エリアに設置）
事業所憲章	<ol style="list-style-type: none"> 1. 私たちは、福祉に携わる者として、人権尊重と人権擁護を第一とし、自覚を持って行動します。 2. 私たちは、地域の障害児支援の専門事業所として、誇りと責任を持ち、信頼され、役立つ身近な事業所を目指します。 3. 私たちは、ご家族様及び関係機関等と積極的な連携を図りご利用者の将来を見据え、成長段階に応じた療育に努めるとともに、専門性の向上のため、常に探究心と自己研鑽に努めます。 				*令和6年度配布事業計画に記載 （ご利用者に配布・事業所各エリアに設置）
令和6年度支援方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. ご利用者の人権尊重と人権擁護に努めます。 ・福祉職員として、ご利用者一人ひとりの個性を理解して人権尊重し虐待のない支援を徹底します。 2. 職員一人一人が専門性を高めるよう努めると共に、ご家族や地域の理解や信頼を得られるよう、繋がりを大切にしていきます。 ・職員の専門性を高め、信頼される事業所作りを目指していきます。 ・地域のご協力を頂きながら、災害の備えを構築していきます。 ・ご家族様の負担や困り感を軽減できるよう、ファミリーサポートに努め、療育方法等や解決策なども、共に検討していきます。 				*令和6年度配布事業計画に記載 （ご利用者に配布・事業所各エリアに設置）
令和6年度重点項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. ご利用者 が安心して楽しく通所できるような事業所を目指します。 ・ご利用者が安心して楽しく過ごせるよう、人権尊重と人権擁護を理解し、虐待防止に努めていきます。 2. 感染症対策を継続し、感染症を含む防災・防犯に対する意識の向上と、スムーズな緊急時対応に努めます。 ・引続き感染症対策を講じ、BCP（事業継続計画）に基づき、関係機関と情報交換をしながら災害への対応や防犯に対する訓練を実施します。 ・緊急時対応の内容については、個別支援計画書に加え、ご家族や地域の協力を得られるよう備えます。 3. 研修やOJTなどにより専門性の向上を図ると共に、法人内の人材の活用による相互的な資質の向上に努めます。 ・職員一人ひとりの知識や支援技術が向上し人材育成に繋がるよう、日々の業務OJTや職場内・外研修を積極的に実施します。 ・法人内の人材を活かした研修（職場内OFF-JT）を企画・実施し資質の向上を目指します。 4. ご利用者の課題や保護者のニーズを捉えて個々のライフステージに応じた支援に努めます。 ・ライフステージごとに課題を抱えるご利用者やご家族に対し、必要に応じたサービスを提供できるよう、関係機関と連携し継続的にサポートします。 ・ご利用者一人ひとりのサービス内容を、年間カレンダーにてご家族と共有し、活動内容について深く理解をしていただく取り組みを継続します。 5. 地域との交流や様々な体験を通して、社会参加の機会の提供に努めます。 ・ボランティア等の積極的な受け入れ、月間広報誌の発行、事業所見学の随時受け付け等、開かれた事業所作りを目指します。 ・感染症等の状況を確認しながら、社会参加できるイベントを企画して提供します。 ・SDGsを意識し、できることから少しずつ支援に取り組みます。 				*令和6年度配布事業計画に記載 （ご利用者に配布・事業所各エリアに設置） *個別支援計画改版時・モニタリング時に内容説明
営業時間	9時	0分	18時	0分	送迎実施の有無 あり なし *契約書・リーフレットに記載

		支 援 内 容	※5領域詳細は、支援プログラム（実際の支援内容）参照下さい。
5 領 域	健康・生活	①健康観察 ②ご家族への連絡 ③生活リズムの安定 ④見通しをもった生活 ⑤整容（着脱や身だしなみ）	
	運動・感覚	①姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善 ②視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚活動 ③必要に応じた補助器具等の支援 ④環境調整	
	認知・行動	①感覚、認知の偏りへの支援 ②空間・時間等の概念の把握 ③天気、気温、日付の把握と確認による感覚・数の認知形成 ④小集団での適切な行動形成、認知の偏りの配慮 ⑤物の機能や属性、形、色、音が変化する様子の把握	
	言語 コミュニケーション	①意思の伝達 ②コミュニケーションスキルの向上 ③文字・記号、絵カード、機器等の適切なコミュニケーション手段の選択と活用 ④行動への結びつけ	
	人間関係 社会性	①アタッチメント形成 ②社会的行動のうながし（社会性） ③社会参加等	
家庭支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもを育てる家族が安心して子育てを行うことができるよう、家族（きょうだいを含む。）と日頃から信頼関係を構築し、障害の特性に配慮し、丁寧な「家族支援」に努めます。 ・ ご家族の障害受容とその過程についての理解を深め、ご家族からの相談に対してご家族の意思を尊重して適切な情報提供や助言に努めます。また、きょうだい（きょうだい児）支援に関しても、受容やその過程（経緯など）を理解して支援します。 ・ ご家族からの相談に対して情報提供できる環境の整備を行います。（ペアレント・トレーニング等の開催やそのための研修受講など） ・ その他 ご家族からのライフステージごとの相談に応じます。支援場面を通じた学びの機会や情報提供に努めます。 		
移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等への移行支援、ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備について関係機関と連携して支援します。 ・ 具体的な移行（保育園・幼稚園等、小学・中学高等学校への就学、就労・入所等）や移行を見据えた子どもの発達の評価を行います。 ・ 意向を見据えた支援にも取り組みます。 ・ 具体的な移行先との調整に積極的に取り組みます。移行先からの検討会への参加以来がっあた場合には日程調整して参加するように努めます。また、参加した先で、ご本人の事業所での活動取り組みや成果等について、参加者全体に情報提供できるように図ります。 ・ 移行先との支援方針・支援内容の共有や、ご利用者の状態・親の意向・支援方法についての伝達について、相互理解してに共有できるよう遅滞のない情報提供を行います。これらの情報はご家族へも提供します。 ・ 希望があれば、関係機関など（相談支援事業所や他の利用サービス）と調整しながら、移行先の見学調整を行います。 ・ 移行先から依頼があった場合や、本人の特性に関する情報を的確に先方に伝えるなど、受け入れ体制づくりへの協力を行います。 ・ 保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携については、併行利用先との子どもの状態や支援内容の共有に努めます。（例：得意不得意やその背景、声掛けのタイミングやコミュニケーション手段の共有）また、障害特性への支援について、協力しながら支援出来るように共同で研修企画などについて試みます。 ・ 併行利用の場合の利用日数や利用時間等の調整 ・ 同年代の子どもをはじめとした地域における仲間づくりとして、地域行事への参加・公民館の活用を行い、地域住民との交流を図ります。（幸畑福祉館・横内コミュニティセンター） 		
地域支援 地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用者が通う保育所等や通学中の学校・通う予定（移行）の学校・放課後児童クラブとの情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助、児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議の開催に積極的に参加します。（必要時主催・又は共同での開催） ・ ご利用者を担当する保健師や、子どもが通う医療機関等との情報連携や調整、子どもに支援を行う発達障害者支援センターや医療的ケア児支援・センター、地域生活支援拠点等との連携、ご利用者が利用する障害児相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業所との生活支援や発達支援における連携を行います。 ・ 児童相談所やこども家庭センター、児童委員、主任児童委員等地域の関係者等との情報連携 ・ 関係機関からの依頼や情報提供に基づく個別のケース検討のための会議の開催 ・ 地域の行事（清掃活動・避難訓練お祭り）参加に努めます。 		
職員の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人が規定する個人別研修計画を作成し、関係する知識・技術の向上等の能力向上に努めます。 ・ 職員の資質の向上を図るための具体的な研修や機関と研修形態など（自治体や児童発達支援センター、障害児支援関係団体が実施する研修等への職員の参加、事業所等における研修会や勉強会の開催、事業所等に講師を招いての研修会の実施、職員を他の事業所等に派遣しての研修、事業所内における職員の自己研鑽のための図書整備等を行い療育スキルの上昇をはかるとともに、医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子どもに対し、適切な支援が行われるよう、喀痰吸引等の研修、強度行動障害支援者養成研修や中核的人材養成研修の受講について、管理者と児童発達支援管理責任者と共同して対応する） ・ 先進的な支援技術習得のための他事業所見学や事業所間の交流を図ります。 ・ 法人の人事考課面接にて、年2回、支援の質の向上や研修受講の進捗、技術の習得について確認する機会を設け、支援の質の向上につなげています。 ・ 職員自らの自己啓発研修の受講については相談に応じ、支援者の資質向上を支援します。 ・ SDGsに関する研修の受講。 他 		

<p>主な行事 外出等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各月防災訓練（4春の総合防災訓練・5不審者対応訓練・6地震避難訓練・7火災避難訓練・8不審者対応訓練・9地震避難訓練・10火災避難訓練 秋の総合防災訓練・11大規模災害大雨避難訓練・12感染症発生時対応訓練・1火災避難訓練・2不審者対応訓練・3非常食提供訓練）、交通安全教室、その他BCP関連の訓練 他 ・進級（新入）お祝い・お花見・春の製作・こどもの日・七夕製作・ブルーベリー狩り・夏の製作・暑中見舞い製作・浅虫水族館外出・秋の製作・ハロウィンパーティー・秋の芸術鑑賞会・年賀状作り・冬の製作・豆まき・ひな飾り・ひな祭り・青森南作品展・卒業を祝う会、各月おやつ作り、芸術鑑賞会、お買い物、雪遊び 他 ・地域交流会（かもめ苑敷地内）・エコル作品展（県立青森美術館）・夏休みこども広場・青森南納涼祭・田植え・たんぼ見回り・かかし作り・稲刈り、SDGsに関する取り組み 他 *製作した作品は、エコル作品展や青森南作品展で展示し、年度末にお持ち帰りいただいています。 ・一年間の行事等の一場面のスナップをアルバムにしてご利用者にお届けしています。
<p>権利擁護 虐待防止</p>	<p>【虐待を発見・虐待が疑われる場合】 被虐待児の安全確保・通報（青森市虐待防止センターなど 状況により児相・警察、教育委員会等）・事業所内・法人で共有（虐待防止責任者・虐待防止防止マネージャー、職員間）・重大な案件は、理事会招集し報告・第三者機関への報告等 *被虐待児童の安全確保と保護 急を要する場合は、優先して救急搬送を行う。その他、再発が予測された場合には、安全を確保し、関係機関への連絡を行う。</p> <p>*その他、関係する各種研修の受講 人権意識、知識・技術向上の為の職員等研修受講・メンタルヘルス研修・特性理解の研修・事例検討・ご利用者やご家族対象研修 など。 なんでも相談受付（苦情受付）BOXの開設。</p> <p>【苦情解決事業】 ・苦情申し出があった場合は受付票スキームに沿って対応します。 ・事業所内で、1回/月虐待防止委員会、身体拘束解除検討会、感染症対策委員会を開催し、ご利用者の権利擁護に努め、その結果を関係する法人会議や委員会にて報告を行っています。</p>